

生活文化環境森林常任委員会 活動計画書（平成23年5月～平成24年4月）

1 所管調査事項

- ・生活文化行政の総合的推進について
- ・雇用安定対策について
- ・環境行政の推進について
- ・林業の振興対策について

2 重点調査項目

- (1) (※昨年度) 雇用対策について
- (2) (※昨年度) 新県立博物館整備について
- (3) (※昨年度) 廃棄物対策（RDF 焼却・発電事業、廃棄物処理センター事業を含む）について
- (4) (※昨年度) 県産材の利用促進について

3 活動計画表

重点調査項目	平成23年 5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	平成24年 1月	2月	3月	4月
(1) ○○について (2) ○○について (3) … (4) … <調査方法> ・当局から説明聴取 ・参考人招致 ・県内外調査 ・委員間討議 など	常任委員会 (所管事項説明) (5/26)	予決分科会 (補正予算) 常任委員会 (所管事項の 調査等) (6/16, 20)	県内調査① (7/○)	県内調査② (8/○)	※県外調査 (9/7～9)	常任委員会 (議案、所管事項 の審査調査等) 予決分科会 (補正予算等) (10/4, 6)	予決分科会 (平成22年度歳入 歳出決算認定、所 管事項の調査(当 初予算編成に向 けての基本的な 考え方)) (11/1)	常任委員会 (議案、所管事項 の審査調査等) 予決分科会 (補正予算等) (12/8, 12)			常任委員会 (議案、所管 事項の審査 調査等) 予決分科会 (補正予算等)	
執行部の主な予定		県政報告書 (案)					一般会計、特別会 計決算 当初予算の考え 方	当初予算要求状 況		当初予算案		

4 県内外調査について

(1) 県内調査

- ① 7月○日 重点調査項目を中心とした調査を行う。
- ② 8月○日 重点調査項目を中心とした調査を行う。

(2) 県外調査

※2泊3日以内の行程で1回実施することができる。(実施する場合は、9月7日～9月9日の予定) 重点調査項目を中心として、他県の先進的な取組について調査を行う。